

沿岸広域振興局長告示第102号

卸売市場条例（昭和47年岩手県条例第16号）第9条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があった。

平成24年12月14日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

卸売の業務を廃止しようとする者		卸売の業務を廃止しようとする地方卸売市場の名称
名称（氏名）	住 所	
釜石市漁業協同組合連合会	釜石市魚河岸3番10号	釜石漁連地方卸売市場